

静岡県選挙管理委員会告示第21号

令和3年6月20日執行予定の静岡県静岡市清水区県議会議員補欠選挙及び静岡県掛川市県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりとする。

令和3年5月13日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

被登録資格の決定の基準となる日	令和3年6月10日 (ただし、年齢については、令和3年6月20日とする。)
登録を行う日	令和3年6月10日